

議案第 41 号

平成 21 年度 川崎市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 21 年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	659,217	戸
(2) 年 間 総 配 水 量	176,842,500	m ³
(3) 1 日 平 均 配 水 量	484,500	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
ア 施設改築等整備事業	1,954,000	千円
イ 川崎縦貫道路関連施設整備事業	478,000	千円
ウ 施設再構築事業	1,622,000	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 水道事業収益	35,519,328	千円	
第 1 項 営業収益	32,524,274	千円	
第 2 項 営業外収益	2,995,022	千円	
第 3 項 特別利益	32	千円	
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	34,575,102	千円	
第 1 項 営業費用	32,499,601	千円	
第 2 項 営業外費用	2,008,720	千円	
第 3 項 特別損失	56,781	千円	
第 4 項 予備費	10,000	千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,044,389千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 299,098千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金 6,745,291千円で補てんするものとする。)

		収	入	
第 1 款	水道事業資本的収入			3,916,951 千円
第 1 項	企 業 債			3,187,000 千円
第 2 項	出 資 金			39,000 千円
第 3 項	補 助 金			404,843 千円
第 4 項	負 担 金			215,059 千円
第 5 項	融 資 補 償 金 返 還 金			10 千円
第 6 項	固 定 資 産 売 却 代 金			71,029 千円
第 7 項	そ の 他 の 資 本 的 収 入			10 千円
		支	出	
第 1 款	水道事業資本的支出			10,961,340 千円
第 1 項	建 設 改 良 費			7,357,667 千円
第 2 項	投 資			39,000 千円
第 3 項	企 業 債 償 還 金			3,557,318 千円
第 4 項	補 助 金 返 還 金			2,335 千円
第 5 項	融 資 補 償 金			10 千円
第 6 項	そ の 他 の 資 本 的 支 出			10 千円
第 7 項	予 備 費			5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
川崎縦貫道路関連 施設整備事業 関連経費	平成22年度	718,702千円
平成21年度 施設再構築事業 関連経費	平成22年度から 平成23年度まで	9,691,115千円
平成21年度 平原・浄・配水施設 関連経費	平成22年度	1,623,089千円
平成21年度 土地借上料	平成22年度から 平成25年度まで	15,050千円
「給水装置改良資金融 資」に伴う金融機関に対 する損失補償	平成21年度から 債権消滅まで	48,800千円
水道料金業務 オンラインシステム 再構築開発経費	平成22年度から 平成24年度まで	958,865千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 施設改築等 整備事業	千円 1,534,000	政府資金、銀行そ の他から普通貸借 または証券発行 (他の地方公共団 体との共同発行を 含む。)による。起債 の時期は当該年度 とする。ただし、事 業進ちよくまたは財 政その他の都合に より、全部または一 部を翌年度へ繰越 して起債することが できる。	年 9.0% 以 内	借入の日から30か 年以内(据置期間を 含む。)に償還する。 ただし、企業財政の 都合により繰上償 還、償還年限の短 縮または本議決の 範囲内で借換えす ることができる。
2 川崎縦貫道路関 連施設整備事業	384,000			
3 施設再構築事業	1,269,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 6,773,318 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、180,235千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、455,000千円と定める。

平成21年2月18日提出

川崎市長 阿部 孝 夫